

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 6 月 30 日（火）第 732 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

告 示

- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 1
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年6月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	268号	始良郡湧水町木場字後川原 22番1地先から同町木場字 上五反田130番1地先まで	前 後	16.8～31.1 17.9～32.2	521.3 521.3

北薩地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和8年6月30日

北薩地域振興局長 本田敬

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
あいわの里アネッ クスセンター	阿久根市脇本 6923番地1	社会福祉法人黒潮 会	阿久根市脇本 9185番地2	原 善根	令和8年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

北薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年6月30日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所らふ	薩摩川内市中村町2435	合同会社ONE STEP	薩摩川内市百次町1030番地21	濱田慎一郎	令和8年4月1日	短期入所
サポートベースアサヒ	薩摩川内市入来町浦之名12519	一般社団法人シャーンエール	熊本市中央区神水一丁目5番10号県前ビル102号	永井 千秋	令和8年4月1日	就労継続支援B型
B型グッドフィールド	阿久根市折口4504番地3	合同会社グッドフィールド	阿久根市折口4504番地3	原田 大輔	令和8年4月1日	就労継続支援B型
共同生活援助ひまわり	出水市下鯖町2959	一般社団法人みなも	出水市美原町1775番地	椎屋 伸彦	令和8年5月25日	短期入所

始良・伊佐地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年6月30日

始良・伊佐地域振興局長 川畑将洋

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所スライブ	始良市東餅田1442番地1	リハケアウィング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	令和8年3月1日	児童発達支援
発達サポート教室たのシード	霧島市国分広瀬二丁目5番地5	Chrono Trek 合同会社	霧島市隼人町松永255番地2	木佐貫太陽	令和8年3月5日	児童発達支援・放課後等デイサービス
多機能型通所支援事業所スリジェ	霧島市隼人町内山田二丁目7番地33	一般社団法人フルール	霧島市隼人町真孝1660番地3	花見将一郎	令和8年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
はるnico	始良市西餅田3397番地48	合同会社TKオフィス	始良市加治木町反土1402番地6	永田 俊之	令和8年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
にじの橋はろ	霧島市国分中央四丁目12番地22	特定非営利活動法人にじの橋	霧島市国分中央五丁目13番74号7	橋 正貴	令和8年4月1日	放課後等デイサービス
はっぴーone信	霧島市国分中央六丁目1番地1	株式会社純隆	鹿屋市新川町5450番地10	吉留幸一郎	令和8年4月1日	保育所等訪問支援

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 6 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P HはねものシャカR U S H 2	マルホン工業株式会社	6P0488
ぱちんこ遊技機	e 中森明菜・歌姫伝説～F O R F A N S ～M H J N	株式会社ディ・ライト	610427
ぱちんこ遊技機	e シン・ウルトラマン 7 9 v e r . K 3	京楽産業. 株式会社	6P0126
ぱちんこ遊技機	e ソードアート・オンライン ア リシゼーションY K J 1 1	京楽産業. 株式会社	610439